

送付先変更手続き事務取扱要領

1 趣旨

介護保険の被保険者に対し発送する文書の送付先変更に係る手続きは本事務取扱要領により定める。

2 送付先変更の受付

- (1) 被保険者からの送付先変更の申立は書面によるものとする。
- (2) 前号による送付先変更の申立は別添様式 1 により行う。
- (3) 第 1 号による申立のうち、一時的な変更を行おうとする場合は、別添様式 2 により行うものとする。

3 送付先変更決定時の留意事項

送付先変更の申立の受付にあたっては以下に留意して対応するものとする。

- (1) 被保険者本人に送らない場合は、特段の事情について申立があった場合に認めるものとする。
- (2) 前号に掲げる「特段の事情」は、被保険者本人に送付しないことに合理的な理由があれば足りるものとする。
- (3) 申立人は原則として被保険者本人、親族または法定後見人とする。
- (4) 被保険者本人、親族または法定後見人以外の者（以下「第 3 者」という）による申立は認めない。ただし、単なる使者として届け出るとは認める。
- (5) 送付先を第 3 者とするとは認めない。
- (6) 被保険者が DV の被害者でないかをチェックし、DV 被害者である場合は、親族であることのみをもって認めることはしない。
個別事情を勘案して決定するものとする。
- (7) 暫定的に独居で入院中の被保険者の場合等は、上記 2（3）により、申立を受けるものとするが、この場合は被保険者本人宛とし、2 重封筒等の措置をとる。（例：表の封筒が病院宛、内側の封筒が被保険者本人宛）
- (8) 独居で重度の認知症の場合等、何度送っても失くしてしまうような場合は、成年後見制度の活用を指導するものとする。

- 4 上記 3 によりがたい事案が発生した場合は、介護保険管理課と協議のうえ、対応するものとする。

附 則

（施行時期）

- 1 この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、

必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行時期)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行時期)

- 1 この要領は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。